

自由金利型定期預金（大口定期預金）の中途解約に関するご留意点

岩手県医師信用組合

当組合がやむをえないものと認めて大口定期預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という）は、預入れ日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間利払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を精算します。

1. 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合

次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします）のうち最も低い利率を適用します。

2. 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合

次のBおよびCの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします）のうち、いずれか低い利率を適用します。

A	解約日における普通預金の利率
B	約定利率 × 70%
C	$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{お預入れ日数})}{\text{お預入れ日数}}$ <p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。</p>

※Cにより計算した利率は0%を下限とします。

ご注意

解約時の金利情勢によっては、お利息が付かないことがあります。
特に金利上昇局面では、お利息が付かないケースが多くなります。

中間利払いが行われているご預金を期限前解約する場合、中間払利息の合計額が期限前解約利率により計算したお利息額を上回ることがあります。

こうした場合には、期限前解約利率により計算したお利息額以上に支払われている金額について、期限前解約時にお返しする定期預金元金から清算させていただきます（期限前解約時にお返しする定期預金元金が、お預入れ時の定期預金元本を下回る場合がございます）ので、あらかじめご了承ください。

岩手県医師信用組合「定期性預金規定集」（2010年4月1日現在）より